

聖籠町告示第二十八号

聖籠町障害者虐待防止センター設置要綱を次のように定める。

平成二十五年四月一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町障害者虐待防止センター設置要綱

(趣旨)

第一条 この告示は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「法」という。）第三十二条第一項の規定に基づき、聖籠町が設置する障害者虐待防止センターの業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(障害者虐待防止センターの設置)

第二条 法第三十二条第一項に定める障害者虐待防止センター（以下「センター」という。）を保健福祉課に置く。

(センターの所掌事務)

第三条 センターは、次に掲げる業務を所掌する。

- 一 養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理
- 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言
- 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発
- 四 前三号に掲げるほか、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関し、町長が必要と認める業務

(通報等を受けた場合の措置)

第四条 センターは、前条第一号の通報又は届出を受理したときは、速やかに法第九条に定める措置を講ずるもの

とする。

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。